

七ヶ浜町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画

七ヶ浜町長
七ヶ浜町議会議長
七ヶ浜町教育委員会
七ヶ浜町選挙管理委員会
七ヶ浜町代表監査委員
七ヶ浜町農業委員会
七ヶ浜町水道事業管理者

七ヶ浜町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画（以下「本計画」という。）は、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「法」という。）第15条に基づき、七ヶ浜町長、七ヶ浜町議会議長、七ヶ浜町教育委員会、七ヶ浜町選挙管理委員会、七ヶ浜町代表監査委員、七ヶ浜町農業委員会、七ヶ浜町水道事業管理者が策定する特定事業主行動計画である。

1. 計画期間

本計画は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間とする。

2. 女性職員の活躍の推進に向けた体制整備等

本町では、組織全体で継続的に女性職員の活躍を推進するため、本計画の策定・変更、本計画に基づく取組の実施状況・数値目標の達成状況の点検・評価等について協議を行う。

3. 女性職員の活躍の推進に向けた数値目標及び目標を達成するための取組

法第15条第3項及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく特定事業主行動計画の策定等に係る内閣府令（平成27年内閣府令第61号）第2条に基づき、町の各部局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った。当該課題分析の結果、女性職員の活躍を推進するため、次のとおり目標を設定する。また、数値目標その他の目標の達成に向け、次に掲げる取組を実施する。

なお、この目標及び取組は、町の各部局において、それぞれの女性職員の職業生活における活躍に関する状況を把握し、改善すべき事情について分析を行った結果、最も大きな課題に対応するものから順に掲げている。

- (1) 女性の採用割合を、平成26年度の実績（0%）より20%引き上げ、20%以上にする。
- (2) 管理職の女性割合を、平成26年度の実績（4.7%）より9.3%引き上げ、14%以上にする。
- (3) 制度が利用可能な男性職員の配偶者出産休暇の取得割合を、平成26年度の実績（25%）より25%引き上げ、50%以上にする。